六　気候、海上気象、海水象及び地球的規模の気象に関する情報の収集及び発表に関すること（気候変動・海洋情報調整官の所掌に属するものを除く。）。

七　（略）

（沖縄気象台の気候変動・海洋情報調整官）

第百九条の六　沖縄気象台に、気候変動・海洋情報調整官一人を置く。

2　気候変動・海洋情報調整官は、次に掲げる事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

一　（略）

二　海上気象、海水象及び地球的規模の気象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の発表に関すること（観測課の所掌に属するものを除く。）。

三　気候、海上気象、海水象及び地球的規模の気象に関する情報の収集及び発表に関すること。

（次長）

第百二十三条の二　航空測候所に、それぞれ次長一人を置く。

2　（略）

別表第二（第百十九条第二項、第百二十二条第二項関係）

管区気象台又は沖縄気象台	航空地方気象台		航空測候所		担任空港等
	名称	位置	名称	位置	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
福岡管区気象台	福岡航空地方気象台	福岡市			山口宇部空港
					岩国飛行場
					北九州空港
					福岡空港
					佐賀空港
					長崎空港
					対馬空港
					壱岐空港
					福江空港
					小値賀空港
					上五島空港
					熊本空港
					大分空港
					宮崎空港
					鹿児島空港
					奄美空港
					種子島空港
					屋久島空港
					喜界空港
					徳之島空港

六　気候、海上気象、海水象及び地球的規模の気象に関する情報の収集及び発表に関すること。

七　（略）

（沖縄気象台の海洋情報調整官）

第百九条の六　沖縄気象台に、海洋情報調整官一人を置く。

2　海洋情報調整官は、次に掲げる事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

一　（略）

二　海上気象及び海水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の発表に関すること。

三　海上気象及び海水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

（次長）

第百二十三条の二　航空測候所（鹿児島航空測候所を除く。）に、それぞれ次長一人を置く。

2　（略）

別表第二（第百十九条第二項、第百二十二条第二項関係）

管区気象台又は沖縄気象台	航空地方気象台		航空測候所		担任空港等
	名称	位置	名称	位置	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
福岡管区気象台			福岡航空測候所	福岡市	山口宇部空港
					岩国飛行場
					北九州空港
					福岡空港
					佐賀空港
					長崎空港
					対馬空港
					壱岐空港
					福江空港
					小値賀空港
					上五島空港
					熊本空港
					大分空港
					宮崎空港
					奄美空港
					種子島空港
					屋久島空港
					喜界空港
					徳之島空港